

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成22年10月5日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

- 1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

- 2．対外公表文は別途決定すること。

(22年10月5日決定)

「『包括的な金融緩和政策』の実施について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2010年10月5日

日本銀行

「包括的な金融緩和政策」の実施について

- 1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進するため、以下の3つの措置からなる包括的な金融緩和政策を実施することとした。

(1) 金利誘導目標の変更（全員一致^(注1)）

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す^(注2)（公表後直ちに実施）。（別添1）

(2) 「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化

日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」^(注3)に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないことを条件とする。

(3) 資産買入等の基金の創設

国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-REIT）など多様な金融資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うため、臨時の措置として、バランスシート上に基金を創設することを検討する^(注4)（別添2）。このため、議長は、執行部に対し、資産買入等の基金の創設について具体的な検討を行い、改めて金融政策決定会合に報告するよう指示した。

2. わが国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、海外経済の減速や為替円高による企業マインド面への影響などを背景に、改善の動きが弱まっている。次回会合の展望レポートで詳しく点検することになるが、先行きは、需要刺激策の効果の減衰などから景気改善テンポの鈍化した状況がしばらく続いた後、緩やかな回復経路に復していくとみられる。7月中間評価で示した見通しと比べると、成長率は下振れて推移する可能性が高い。また、米国経済を中心とする不確実性の強い状況が続くもとで、景気の下振れリスクには、なお注意が必要である。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比の下落幅は縮小傾向を維持しているものの、今後、景気の下振れなど实体经济活動の

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

(注2) 補完当座預金制度の適用利率、固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの貸付利率および成長基盤強化を支援するための資金供給の貸付利率は、引き続き、0.1%である。

(注3) 「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている。」

(注4) 須田委員は、本文中、資産買入等の基金の創設を検討するに際し、買入対象資産として、国債を検討対象とすることについて、反対した。

動きが物価面に影響を与える可能性には、注意が必要である。以上を踏まえると、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路に復する時期は、後ずれする可能性が強まっている。

3. このような情勢判断を踏まえ、日本銀行は、以下のとおり、金融緩和を一段と強力に推進することが必要と判断した。

第1に、実質ゼロ金利政策を採用していることを明確化することとした。

第2に、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続するとともに、その際の判断基準が「中長期的な物価安定の理解」であることを確認した。

第3に、短期金利の低下余地が限界的となっている状況を踏まえ、金融緩和を一段と強力に推進するために、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促していくこととした。こうした措置は、中央銀行にとって異例の措置であり、特に、リスク・プレミアムの縮小を促すための金融資産の買入れは、異例性が強い。この点を明確にしたうえで、市場金利やリスク・プレミアムに幅広く働きかけるために、バランスシート上に基金を創設し、多様な金融資産の買入れ、およびこれと同じ目的を有する固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うことが適当と判断した。このうち、基金による長期国債の買入れは、現行の長期国債買入とは異なる目的のもとで、臨時の措置として行うものである。このため、基金による買入れにより保有する長期国債は、銀行券発行残高を上限に買入れる長期国債と区分のうえ、異なる取り扱いとする。

4. 日本銀行は、今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、中央銀行として、適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

(別添 1)

2010年10月5日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を以下のとおりとし、公表後直ちに実施することを決定した（全員一致^(注)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

以 上

^(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

「資産買入等の基金」について

1. 買入対象資産等

資産買入れの対象としては、長期国債、国庫短期証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-REIT）について検討する。

資産買入れ以外の資金供給の方法としては、固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行う。

—— 指数連動型上場投資信託、不動産投資信託については、日銀法上の認可取得を条件とする。

2. 基金の規模

- ① 基金の規模は、買入資産（5兆円程度）と、固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション（30兆円程度）を合わせ、35兆円程度とすることを軸に検討する。
- ② 買入資産については、買入れの開始から1年後を目途に、長期国債および国庫短期証券は合計3.5兆円程度、CP、ABCPおよび社債は合計1兆円程度、総計の残高が5兆円程度となるよう買入れを進めることを軸に検討する。

3. 買入条件等

- ① 買入条件・方法は、長めの市場金利低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から、今後検討する。
- ② 買入れる長期国債、社債は残存期間1～2年程度を対象とする。

以 上

(22年10月28日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年10月28日承認)

2010年7月から2011年6月の金融政策決定会合の開催予定日の変更等に関する件

(案 件)

2010年7月から2011年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別 添)

2010年10月28日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程 (2010年7月～2011年6月)

指数連動型上場投資信託 (E T F) および不動産投資信託 (J - R E I T) の買入れを早期に開始できるように基本要領の審議・決定等を行うため、11月の会合開催日を15日・16日から、4日・5日に変更。

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2010年7月	14日<水>・15日<木>	8月13日<金>		16日<金>
8月	9日<月>・10日<火> 30日<月>	9月10日<金> 10月8日<金>		11日<水>
9月	6日<月>・7日<火>	10月8日<金>		8日<水>
10月	4日<月>・5日<火> 28日<木>	11月2日<火> 12月27日<月> 11月19日<金>	28日<木>	6日<水>
11月	4日<木>・5日<金> 15日<月>・16日<火>	12月27日<月>		8日<月> 17日<水>
12月	20日<月>・21日<火>	1月28日<金>		22日<水>
2011年1月	24日<月>・25日<火>	2月22日<火>		26日<水>
2月	16日<水>・17日<木>	3月18日<金>		18日<金>
3月	14日<月>・15日<火>	4月12日<火>		16日<水>
4月	6日<水>・7日<木> 28日<木>	5月9日<月> 5月25日<水>	28日<木>	8日<金>
5月	19日<木>・20日<金>	6月17日<金>		23日<月>
6月	13日<月>・14日<火>	未 定		15日<水>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」 8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解 15時

背景説明を含む全文 . . . 翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2011年4月)」の背景説明
を含む全文は4月29日<金>の14時に公表)

「金融経済月報」 14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳
は翌営業日の16時30分)

(22年10月28日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件
(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2010年10月28日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営と資産買入等の基金について、以下のとおり決定した。

1. 当面の金融政策運営

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとする(全員一致(注1))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 資産買入等の基金

- 資産買入等の基金について、基金の総額や買入対象資産ごとの買入限度額、買入方式などの具体的な運営に関する基本要領等を決定した(注2)。買入対象資産のうち、指数連動型上場投資信託(ETF)および不動産投資信託(J-REIT)の買入れについては、実施要綱を定め、日本銀行法上の認可を申請することを決定した。今後、速やかに、買入れを実施する方針である(別

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

(注2) 須田委員は、長期国債および国庫短期証券を資産買入等の基金の買入対象資産とすることについて、反対した。

添 1、2 を参照)。

基金の総額：35 兆円程度

資産買入：5 兆円程度

固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション：30 兆円程度

買入対象資産ごとの買入限度額

長期国債、国庫短期証券：3.5 兆円程度（うち、長期国債 1.5 兆円程度）

C P 等、社債等：それぞれ 0.5 兆円程度

指数連動型上場投資信託：0.45 兆円程度（認可取得を条件とする）

不動産投資信託：0.05 兆円程度（同上）

- ・ 日本銀行は、今回の基金による多様な金融資産の買入れから生じるリスクを管理し、引当や損失が生じた場合の処理などを適切に行っていくことを通じて、財務の健全性を確保していく考えである。日本銀行としては、こうした考え方について、政府の理解が得られることを期待する。

3 . 次回金融政策決定会合の開催予定日の変更

次回金融政策決定会合の開催予定日については、指数連動型上場投資信託（E T F）および不動産投資信託（J - R E I T）の買入れを早期に開始できるよう基本要領の審議・決定等を行うため、11 月 15 日および 16 日から、11 月 4 日および 5 日に変更することとした。

以 上

「資産買入等の基金」の運営の概要

1. 趣旨

短期金利の低下余地が限界的となっている状況を踏まえ、金融緩和を一段と強力に推進するため、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促すこととし、臨時措置として、多様な資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うための基金をバランスシート上に創設する。

2. 買入対象資産等

(1) 買入対象資産

長期国債、国庫短期証券、CP等（コマーシャル・ペーパー＜CP＞、資産担保コマーシャル・ペーパー＜ABCP＞、不動産投資法人コマーシャル・ペーパー）、社債等（社債、不動産投資法人債＜J-REIT債＞）、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-REIT）

(2) 資産買入以外の資金供給

固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション

3. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 総額：35兆円程度

資産買入：5兆円程度

固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション：30兆円程度

(2) 買入対象資産ごとの買入残高の上限

長期国債：1.5兆円程度

国庫短期証券：2兆円程度

CP等：0.5兆円程度

社債等：0.5兆円程度

指数連動型上場投資信託：0.45兆円程度（認可取得を条件とする）

不動産投資信託：0.05兆円程度（同上）

(3) 買入れは、準備の整った資産から開始し、2011年末を目途に、残高が5兆円程度となるよう実施する。

4. 買入対象資産別の買入れの概要

(1) 長期国債・国庫短期証券の買入れの概要は別紙1を、CP・社債等の買入れの概要は別紙2をそれぞれ参照。

(2) 指数連動型上場投資信託（ETF）・不動産投資信託（J-REIT）の買入

れ等に関する実施要綱の概要は別添 2 を参照。

(3) 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションは、現在実施中のものを基金の運営として行うものへ移行する。

5 . その他

(1) 本基金は、他の金融調節の結果保有する資産と区分して管理する。

(2) 本基金による買入れにより保有する長期国債は、銀行券発行残高を上限に買入れる長期国債とは異なる取り扱いとする。

以 上

長期国債・国庫短期証券の買入れの概要

1．買入対象

(1) 長期国債のうち、既発行で残存期間1年～2年のもの。

(2) 国庫短期証券のうち、既発行のもの。

2．買入対象先

本店管下の日本銀行金融ネットワークシステム利用先で、国債振替決済制度参加先のうち、信用力に問題のない先から公募により選定する。

3．買入方式

(1) コンベンショナル方式による入札とする。

(2) 入札は、下限利回り(年0.1%)を設定し、当該利回りからの利回り較差方式による。

4．その他

共通の買入対象先を選定し、長期国債と国庫短期証券の別に買入れを実施する。

以 上

ＣＰ・社債等の買入れの概要

1．買入対象

- (1) コマーシャル・ペーパー（ＣＰ）は a - 2 格相当以上、資産担保コマーシャル・ペーパー（ＡＢＣＰ）および不動産投資法人コマーシャル・ペーパーは a - 1 格相当のもので、既発行かつ信用力その他に問題のないもの。
- (2) 社債は B B B 格相当以上、不動産投資法人債は A A 格相当以上のもので、既発行、残存期間 1 年～ 2 年かつ信用力その他に問題のないもの。

2．買入対象先

本店管下の日本銀行金融ネットワークシステム利用先で、信用力に問題のない先から公募により選定する。

3．買入方式

- (1) コンベンショナル方式による入札とする。
- (2) 入札は、下限利回り（年 0 . 1 %）を設定し、当該利回りからの利回り較差方式による。

4．発行体別の買入残高の上限

発行体別の買入残高の上限は、ＣＰ等 1 , 0 0 0 億円、社債等 1 , 0 0 0 億円とする。ただし、ＣＰ等、社債等のそれぞれについて、買入れ時において、買入残高が一発行体の総発行残高の 2 5 % を超えるものについては、買入対象から除外する。

5．その他

共通の買入対象先を選定し、ＣＰ等と社債等の別に買入れを実施する。

以 上

指数連動型上場投資信託・不動産投資信託買入等の実施要綱の概要

1．買入対象

- (1) 指数連動型上場投資信託 (E T F) であって、日本銀行が別に定める指数に連動するもの。
- (2) 不動産投資信託 (J - R E I T) であって、発行する投資法人の信用力に問題のないもの。

2．買入方式

信託銀行を受託者とし、信託財産として買入れる。

3．買入価格

時価による。

4．買入期間

買入れは、2011年末を目途に、買入限度額になるように実施する。

5．買入限度額等

- (1) 指数連動型上場投資信託 (E T F) は4,500億円程度、不動産投資信託 (J - R E I T) は500億円程度とする。
- (2) 指数連動型上場投資信託 (E T F) は、銘柄分散の観点から、銘柄別に上限を設定する場合には、これを買入限度とする。
- (3) 不動産投資信託 (J - R E I T) は、各銘柄の発行残高の5%を上限とする。また、銘柄分散の観点から、銘柄別に上限を設定する場合には、これを買入限度とする。

6．不動産投資信託 (J - R E I T) の議決権行使

投資主の利益の最大化を目的とする指針を日本銀行が定め、信託銀行に行使させる。

7．買入れた資産の処分

処分を行う際は、損失発生や市場への攪乱的な影響を極力回避することを考慮した指針を日本銀行が定め、信託銀行に処分させる。

8．引当金

指数連動型上場投資信託 (E T F)、不動産投資信託 (J - R E I T) のそれぞれについて時価と簿価の差額を計上する。

9．その他

情報管理体制等を整備する。

以 上

(22年10月28日決定)

「経済・物価情勢の展望(2010年10月)」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

(別 紙)

2010年10月28日

日 本 銀 行

経済・物価情勢の展望(2010年10月)

【基本的見解】¹

1.はじめに

今回の展望レポート(「経済・物価情勢の展望(2010年10月)」)では、2012年度までの日本経済の見通しを示す。見通しを示すに先立ち、若干の留意点を述べる。第1に、日本経済の見通しは、経済・金融のグローバル化を反映して、海外経済や国際金融資本市場の動向に相当程度左右される。第2に、景気・物価見通しと金融政策の関係を評価する上では、金融環境の評価が鍵を握る。このため、本展望レポートでは、海外経済の見通しや国際金融資本市場の動向を最初にやや詳しく記述し、その後、わが国の金融環境の評価をまとめて記述することとした。

先行きの経済・物価の見通しについては、相対的に最も蓋然性の高い見通し(「中心的な見通し」)を、景気変動の基本的なメカニズムを中心に記述

¹ 10月28日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

している。その上で、こうした見通しに対する上振れ要因と下振れ要因を記述している。現在は不確実性の高い経済状況であるだけに、これらについても適切に評価する必要がある。最後に、金融政策運営の基本的考え方を記述している。

2. 海外経済および国際金融資本市場

海外経済は、2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに急速かつ大幅に落ち込んだ後、2009年春頃には下げ止まり、同年後半からは急速に持ち直した。しかし、回復初期局面における在庫復元の動きが一巡し、また、財政面での需要刺激効果も減衰するのに伴い、本年夏以降、経済の成長ペースは幾分鈍化してきている。地域別にみると、米国経済は、輸出を中心に緩やかな回復が続いているものの、個人消費や住宅投資に弾みが見つからない中、財政刺激策の効果の減衰などから、本年半ば頃より、減速傾向を示している。欧州経済は、全体としては緩やかに回復しているが、ドイツなど一部の国と域内周辺国の間で、景気回復ペースのばらつきが生じている。新興国・資源国経済は、金融緩和策の修正の動きなどもあって幾分減速しつつあるが、旺盛な内需を中心に高めの成長を続けている。

先行きの海外経済は、当面、減速していくものの、回復基調そのものは途切れず、2011年以降は、新興国・資源国経済の高成長が続く中で、成長率が再び高まっていく姿が想定される。世界経済全体の成長率は、2010年に続き、2011年、2012年も、高い成長率を記録した金融危機前の10年間の平均を上回って推移する見込みである²。地域別にみると、新興国・資源

² 因みに、IMFが10月に発表した世界経済の成長見通しをみると、2010年は、大幅な経済の落ち込みからの回復局面となった年前半の高い伸びが寄与するかたちで、4.8%と高い成長率となり、2011年、2012年の成長率は、それぞれ4.2%、4.5%となっている。なお、金融危機前の10年間（1998～2007年）の平均の成長率は、4.0%となっている。

国経済は、一時的に幾分減速するものの、旺盛な国内需要や海外からの資本流入が続くもとで、生産・所得・支出の好循環メカニズムが働き、高めの成長を維持する公算が高い。このうち、中国経済は、政府の不動産取引抑制策などを受けて、当面は減速傾向が続くものの、所得水準の向上や都市化の進展を背景とした個人消費や住宅投資、各種のインフラ投資の増加基調が続くため、全体として高めの成長を維持すると考えられる。NIEs・ASEAN 諸国の経済は、輸出の増勢が鈍化する一方で、他国からの資本流入が継続し、設備投資や個人消費を中心に景気は拡大基調を迎ると見込まれる。一方、米国経済については、新興国・資源国向けを中心に輸出が増加を続けるほか、緩和的な金融環境が維持されるもとで、個人消費や設備投資が緩やかな回復を続けるため、2011年以降、成長率は再び高まってくると見込まれる。ただし、そのペースは、バランスシート調整の影響が続く中、過去の景気回復局面に比べて緩やかなものに止まると考えられる。欧州経済については、輸出の増加が徐々に内需に波及し、国ごとのばらつきを伴いながらも、全体として緩やかな回復が続くとみられる。

この間、国際金融資本市場では、2010年春以降、ギリシャなど一部欧州諸国のソブリン問題が懸念される状況となったほか、その後も、軟調な経済指標が相次いだ米国経済を中心に、先行きを巡る不確実性が高まってきたことなどから、グローバル投資家のリスク回避姿勢が強まった。このため、米欧を中心に社債等の信用スプレッドが、本年春以降、一時的に拡大したほか、わが国を含め、多くの国で株価が不安定な動きを続けた。為替市場でも、相対的に安全な通貨とみられている円への需要が増加し、円高の動きが進行した。先進国と新興国・資源国の景気回復ペースに大きな乖離がある中、グローバルな資本移動などを背景とする国際金融資本市場の動きが、内外の実体経済にどのような影響を及ぼしていくかについては、

リスクに対する投資家の姿勢の変化等にも留意しつつ、引き続き注意して
みていく必要がある。

3．わが国の金融環境

わが国の金融環境をみると、緩和方向の動きが続いている。すなわち、
短期金融市場では、日本銀行が実質ゼロ金利政策など強力な金融緩和を推
進する中、コールレートが極めて低い水準で推移しているほか、ターム物
レートが低下し、イールド・カーブは一段とフラット化している。また、
C P や中高格付社債の発行金利は低位で安定し、貸出金利も低下傾向が続
くなど、企業の資金調達コストは既往最低の水準まで低下してきている。
企業からみた金融機関の貸出態度も、改善の動きが続いている。一方、資
金需要面をみると、収益の回復に伴いキャッシュフローが増加しているこ
ともあって、企業の外部資金に対する需要は引き続き弱い。このため、銀
行貸出など、民間部門の資金調達残高は前年比でみて減少を続けている。
こうした中、企業の資金繰りをみると、大企業と中小・零細企業とでは幾
分異なるが、全体としてみると、改善の動きが着実に続いている。先行き
についても、わが国金融システムが全体として安定性を維持する中、企業
収益の回復に伴い、金融緩和効果は強まる方向にあると考えられる。今後、
日本銀行による強力な金融緩和政策の効果が一段と浸透していくにつれ
て、わが国の金融環境はさらに改善し、それが国内民間需要の自律的回復
に向けた動きを後押ししていくものと期待される。

4．わが国の経済・物価の中心的な見通し

(1) 経済情勢

上述の海外経済の動向と内外の金融情勢を踏まえた上で、わが国経済の
先行きについて、相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（「中心的な

見通し」)を検討する。

まず、景気の現状をみると、緩やかに回復しつつあるものの、輸出や生産の増加ペースが鈍化していることなどから、改善の動きが弱まっている。2010年度後半については、海外経済の減速や耐久消費財に関する政策効果の反動といった要因に加え、このところの円高の影響もあり、景気改善テンポが鈍化する可能性が高い。このため、2010年度のわが国の成長率は、潜在成長率を上回る水準となるとはいえ、7月の中間評価時点の見通しに比べて下振れると考えられる³。2011年度入り後は、円高の影響は残るものの、海外経済の成長率が再び高まることなどから、輸出が増加を続けるほか、企業収益が改善していくもとで、設備や雇用の過剰感も徐々に解消していくため、わが国経済は緩やかな回復経路に再び復していくと考えられる。2012年度は、新興国・資源国を中心に海外経済が高めの成長を続けるもとで、輸出・生産から所得・支出への波及メカニズムが強まり、潜在成長率を上回る成長が続くと考えられる⁴。

こうした見通しの内容を、企業・家計の部門別にやや詳しく述べると、以下のとおりである。

まず、企業部門をみると、製造業では、2010年度入り後、輸出の増加に加え、耐久消費財に関する各種需要刺激策の効果などから、生産の増加が続き、企業収益も急速に回復してきた。もっとも、最近では、新興国・資

³ ただし、2010年度の成長率の下振れについては、GDP統計の2009年度下期の計数が下方修正されたことに伴い、2010年度への発射台(年度中の各期の前期比伸び率がゼロであった場合の年度平均の前年比)が低くなったことなど、統計上の要因による部分も大きい。

⁴ 見通し期間中の潜在成長率を、生産関数アプローチに基づく一定の手法で推計すると、「0%台半ば」と計算される。ただし、潜在成長率については、推計手法に依存する面が大きいほか、資本ストックや労働投入量といった重要な変数について、事後的なデータの蓄積を経た後でなければ確定した値を認識することが難しいことなどから、相当幅をもってみる必要がある。

源国における金融緩和策の修正や情報関連財の在庫調整の動きなどを背景に、輸出や生産の増加ペースは鈍化している⁵。今後は、こうした海外経済の動向や既往の円高の影響により、2010年度後半にかけて、輸出の増加ペースは緩やかなものに止まるとみられ、これに本年夏の猛暑効果の反動やエコカー補助終了の影響などが重なるため、生産は一時的に減少に転じる可能性が高い。2011年度以降は、海外経済の伸びが再び高まる中で、輸出が増勢を取り戻すほか、生産も増加基調に復し、企業収益は回復を続けると考えられる。こうした動きを背景に、企業の設備過剰感が徐々に解消するとともに、強力な金融緩和の効果浸透もあって資金調達環境が引き続き改善していくことから、先行き、設備投資は、ここ数年抑制されてきた更新投資の反動増を含め、持ち直し傾向を続けるものと見込まれる⁶。非製造業については、製造業の業績改善の影響が徐々に波及してきており、企業収益や設備投資は緩やかに持ち直していくと考えられる。

次に、家計部門について、雇用環境をみると、失業率は、昨年夏以降、振れを伴いつつも低下傾向を辿っているが、過去の平均に比べれば、なお高い水準で推移している。一方、雇用者数は、前年比で下げ止まりつつある。賃金の動きをみると、所定外給与が前年比で増加しているほか、特別給与も、企業業績の改善を反映して前年比プラスに転じた。こうした雇用・所得環境のもとで、個人消費は、持ち直し基調を続けている。加えて、2010年度前半については、耐久消費財に関する各種対策や猛暑の効果が、個人

⁵ 鉱工業生産については、2010年4月に行われた季節調整替えにより、2008年10～12月と2009年1～3月の生産の大幅な落ち込みの一部が、実勢ではなく「季節性」によるものと認識されている可能性が高い。こうした季節調整法は、その後の10～12月、1～3月の伸び率を押し上げ、4～6月、7～9月の伸び率を押し下げる方向に働くことになるが、ここでは、そうした影響を取り除いた実勢ベースにより、先行きの生産動向の基調を評価している。

⁶ 海外での設備投資については、日本企業の海外拠点展開がさらに拡大していくとみられることなどから、国内設備投資を上回って回復すると見込まれる。

消費の増加に寄与した。2010 年度後半については、これらの効果が減衰するため、個人消費は一時的に弱まる可能性が高い。2011 年度以降は、企業収益の改善や生産の復調に伴い、雇用・所得環境は改善傾向を辿るものと見込まれる。このため、個人消費は、見通し期間の後半にかけて再び持ち直し、自律的回復の動きが次第に現れてくるとみられる。この間、住宅投資は、このところ下げ止まっており、先行きは、雇用・所得環境の改善や借入金利の低下などを背景に、緩やかに改善していくと考えられる。

(2) 物価情勢

以上の経済情勢の展望を踏まえ、物価の動向を点検する。まず、消費者物価（除く生鮮食品。以下同じ。）の現状をみると、マクロ的な需給バランスが緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると前年比下落幅は縮小を続けている⁷。

先行きの物価を巡る環境を展望すると、財・サービスのマクロ的な需給バランスを反映する労働や設備の稼働状況は、景気が緩やかな回復傾向を辿るもとで、引き続き、徐々に改善していく姿を想定している。中長期的な予想物価上昇率は、家計や企業、エコノミストを対象としたアンケート調査等からみて、これまでのところ大きな変化は窺われず、見通し期間においても安定的に推移すると想定している。このうち、エコノミストによる中長期的な予想物価上昇率は、ここ数年、概ね1%程度で安定している。国際商品市況は、新興国・資源国経済が高めの成長を続けることなどを背景に、緩やかに上昇していくことを想定している。他方、最近の円高の動きは、輸入物価を通じ、当面、国内の物価の下押し圧力として作用すると考えられる。

⁷ 2010 年度の消費者物価指数については、物価の基調的な動きを判断するため、前年比を1年間大きく押し下げる要因となる高校授業料の実質無償化等の影響を除いている。

以上の環境を前提に、物価情勢の先行きをみると、国内企業物価指数の前年比は、為替円高の影響を受けつつも、マクロ的な需給バランスの改善や国際商品市況の動きなどを反映し、見通し期間を通じて緩やかな上昇が続くと見込まれる。消費者物価指数は、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが改善していくことなどから、今後とも、前年比下落幅は縮小していくと考えられる。ただし、金融危機後の需要の落ち込み幅が極めて大きかったうえに、景気回復ペースが緩やかなため、需給バランスが改善していくには相応の時間を要する。このため、先行きの消費者物価の前年比の改善ペースも緩やかなものとなり、前年比プラスの領域に入るのは2011年度中になると考えられる。その後、2012年度にかけてプラス幅が拡大していくものと見込まれる⁸。

5．上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済情勢

以上は、現時点で相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（「中心的な見通し」）である。こうした見通しに対する上振れまたは下振れ要因としては、以下のような点に注意する必要がある。

第1に、先進国経済の動向である。このところ、米国を中心とする先進国経済については、先行きを巡る不確実性の強い状況が続いている。米国のように、バランスシート調整という重石を抱えた経済は、わが国のバブル崩壊後の経験が示すとおり、生産・所得・支出の好循環メカニズムが作用しにくい。このため、バランスシート調整が完了するまでの間、上方に弾みにくく、下方に振れやすいという状況が継続する可能性が高い。また、

⁸ 今回の消費者物価の見通しは、現行の2005年基準の指数をベースにしているが、統計作成当局は、同指数について2011年8月に2010年基準の指数に切り替えるとともに、前年比計数を2011年1月分に遡って改定する予定であることを公表している。その際には、前年比上昇率が下方改定される可能性が高い。

わが国を含め、多くの先進国が積極的な財政政策を実施してきた結果、各国の公的債務残高は大きく増加している。今後、欧米を中心に本格化する財政再建策の規模やスピード次第では、当該国および世界経済に対する予想以上の下押し圧力となる可能性がある。他方、市場において財政再建に向けた取組みが不十分と評価された場合には、長期金利の上昇やコンフィデンスの低下などを通じて、実体経済にマイナスの影響が及ぶリスクがある。これらのほか、今後、民間需要の自律的回復力が高まっていく場合、緩和的な金融環境が必要以上に長期間維持されると、経済活動や物価の振幅が大きくなる可能性がある。

第2に、新興国・資源国経済の動向である。これらの国の経済は、一時的に幾分減速しつつも、内需を中心に高めの成長を維持する公算が高い。こうした中、先進国における大規模な金融緩和の継続と、その長期化予想は、新興国・資源国経済に対する資本流入を加速する可能性がある。その結果、これらの国の景気が一段と強まれば、輸出の増加を通じて、わが国経済が上振れる可能性がある。一方、これらの国における経済・金融活動に行き過ぎが生じれば、景気の過熱や、その後の急激な巻き戻しにより、資源価格や資産価格、および実体経済面での大幅な変動が発生するリスクもある。こうした中、多くの新興国・資源国は金融緩和策の修正を進めているが、これは、短期的にはこれらの経済の下振れ要因となるものの、景気拡大の持続性というより長期的な観点からは、わが国を含めた世界経済にとってプラス方向に作用すると考えられる。

第3に、上述の要因と重なる面もあるが、企業や家計のマインドの動きにも注意を要する。現在は不確実性の高い経済・金融情勢であるだけに、企業や家計のマインドが上下両方向に変化し、それが実体経済に影響を及ぼす可能性がある。例えば、上述のような下振れ要因が存在する中、今後、

世界経済の先行きを巡る不確実性がさらに高まった場合、グローバル投資家のリスク回避姿勢が一段と強まる可能性がある。これにより、為替相場や株価が不安定化すれば、企業や家計のマインド悪化を通じて、わが国の実体経済が見通しよりも下振れる可能性がある。他方、先進国における金融緩和政策などが、経済の先行きに対する不確実性を低下させ、各種市場の安定化に繋がっていけば、わが国経済が、企業や家計のマインド好転を通じて上振れる可能性がある。

第4に、企業の中長期的な成長期待の動向である。最近では、多くの企業において、新興国・資源国のインフラ需要や消費需要を取り込むため、新たな製品開発や国際的な販売網の拡充を進める動きがみられる。この点では、円高を利用して海外企業の買収を進め、グローバルな視点から事業の再構築を目指す動きもみられる。今後、こうした動きが強まる場合には、企業の中長期的な成長期待が高まり、設備投資や輸出を中心に景気が上振れる可能性がある。他方、経済全体の生産性向上に向けた取組みが進まず、成長期待の低迷傾向が続く場合には、国内の設備投資が抑制されたり、家計の所得増加期待の低下を通じて、個人消費が下振れる可能性がある。

(2) 物価情勢

物価情勢の先行きについても、上下両方向の不確実性がある。まず、景気について、上述のような上振れ、下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響を及ぼすとみられる。また、物価に固有の要因として、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率が挙げられる。わが国経済は、先行きにかけて、労働や設備の稼働状況は回復していくと見込まれるものの、そのペースは、引き続き緩やかなものに止まる可能性が高い。こうした環境のもとで、企業や家計が持続的な物価下落を予想するような事態が生じた場合には、実際の物価も、賃金とともに下落幅を拡大する可能性が

ある。

第2に、そもそも、マクロ的な需給バランスや、それが物価に及ぼす影響を把握する上での不確実性が大きいことに留意が必要である。まず、今回のグローバルな金融危機の後の経済のように、経済が構造的な需要の変化を伴って大きく変動する場合には、既存資本ストックの経済的な陳腐化から、経済の供給能力が実質的に低下している可能性があるため、結果として物価下落圧力を過大に評価してしまう恐れがある。また、需給バランスの変動が、物価に対してどの程度の大きさとスピードで影響を与えるかについては不確実性が大きく、この点についても幅をもってみていく必要がある。

第3に、輸入物価の動向である。原油をはじめとする一次産品の価格動向には、上下両方向に不確実性が大きい。特に、相対的にエネルギー効率が低い新興国経済の動向や、先進国の金融緩和を背景とする商品市場への資金流入の状況次第では、一次産品価格が上下に大きく変動する可能性がある。為替相場の変動も、実体経済の振幅を通じるルートに加え、輸入物価の変化を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらし得る。

6. 金融政策運営

日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」、すなわち「金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率」を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている⁹ ¹⁰。

⁹ 現在、「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」としている。

¹⁰ 日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」に基づき、物価の安定が展望できる情勢

まず、第1の柱、すなわち先行き2012年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される中心的な見通しについて点検する。上述のとおり、わが国経済は、先行き、景気改善テンポが一旦鈍化した後、緩やかな回復経路に復していくとみられる。物価面では、引き続き、消費者物価指数の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。マクロ的な需給バランスの改善テンポが緩やかなものとなることを踏まえると、前年比プラスの領域に入るのは2011年度中となり、その後、2012年度にかけてプラス幅を拡大させていくものと見込まれる。こうした経済・物価見通しを総合的に評価すると、日本経済は、なお時間を要するものの、物価安定のもとでの持続的成長に向けて、着実に歩みを進めていくものと考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米国経済を中心とする不確実性の強い状況が続くもとで、景気の下振れリスクにも注意が必要である。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

以上の2つの柱による点検を踏まえ、日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、以下の3つの措置により、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。

第1に、「中長期的な物価安定の理解」に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続する。また、資産買入等の基金の創設・活用を通じて、長めの市場金利の低下とリスク・

になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針を明らかにしている。ただし、実質ゼロ金利政策の継続については、「金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないこと」を条件としている。

プレミアムの縮小を促す。これらの「包括的な金融緩和政策」を通じてより強力な金融緩和を推進していく。第2に、多様な資金供給オペレーションを活用して、引き続き、金融市場の安定確保に万全を期していく。第3に、「成長基盤強化を支援するための資金供給」を通じて、金融機関や企業の前向きな取り組みを後押しするとともに、成長基盤強化に資する金融市場の整備などに向けて貢献していく。日本銀行は、今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、中央銀行として、適切に政策対応を行っていく方針である。

本展望レポートでは、2012年度までの期間を念頭に置きながら、主として需要面の動向に焦点を当てて経済見通しを説明してきたが、これに加えて、中長期的な観点を踏まえた供給面からの分析も必要である。わが国の場合、成長率の趨勢的な低下、あるいは少子高齢化の進展といった中長期的ないし構造的な要因が経済に大きな影響を与えており、長期に亘る需要の低迷やデフレもそうした根源的な問題の表れである。わが国経済の生産性を引き上げ、成長力を高めていくためには、金融機関を含め、企業家精神に基づく民間企業の積極的な活動が何よりも重要である。そのためには、市場の活力が最大限に発揮できるような政府による取り組みも不可欠である。民間経済主体と政府のそれぞれの努力が相俟って、成長力の強化に向けて着実に前進していくことが強く期待される。こうした取り組みのもとで、日本銀行としても、わが国経済の発展に向け、極めて緩和的な金融政策の効果が最大限発揮されるよう、中央銀行としての貢献を続けていく考えである。

以 上

(参考1)

2010～2012年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+2.0～+2.3 <+2.1>	+0.7～+0.9 <+0.9>	-0.5～-0.3 <-0.4>
7月時点の見通し	+2.5～+2.7 <+2.6>	+1.2～+1.3 <+1.2>	-0.5～-0.2 <-0.4>
2011年度	+1.5～+1.9 <+1.8>	+0.4～+0.7 <+0.5>	0.0～+0.3 <+0.1>
7月時点の見通し	+1.8～+2.1 <+1.9>	+0.5～+0.9 <+0.8>	0.0～+0.2 <+0.1>
2012年度	+2.0～+2.4 <+2.1>	+0.3～+0.8 <+0.6>	+0.2～+0.8 <+0.6>

(注1)「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2)各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3)2010年度の消費者物価指数については、前年比を1年間大きく押し下げる要因となる高校授業料の影響を除いている。高校授業料については、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比を0.5%程度押し下げると試算される。

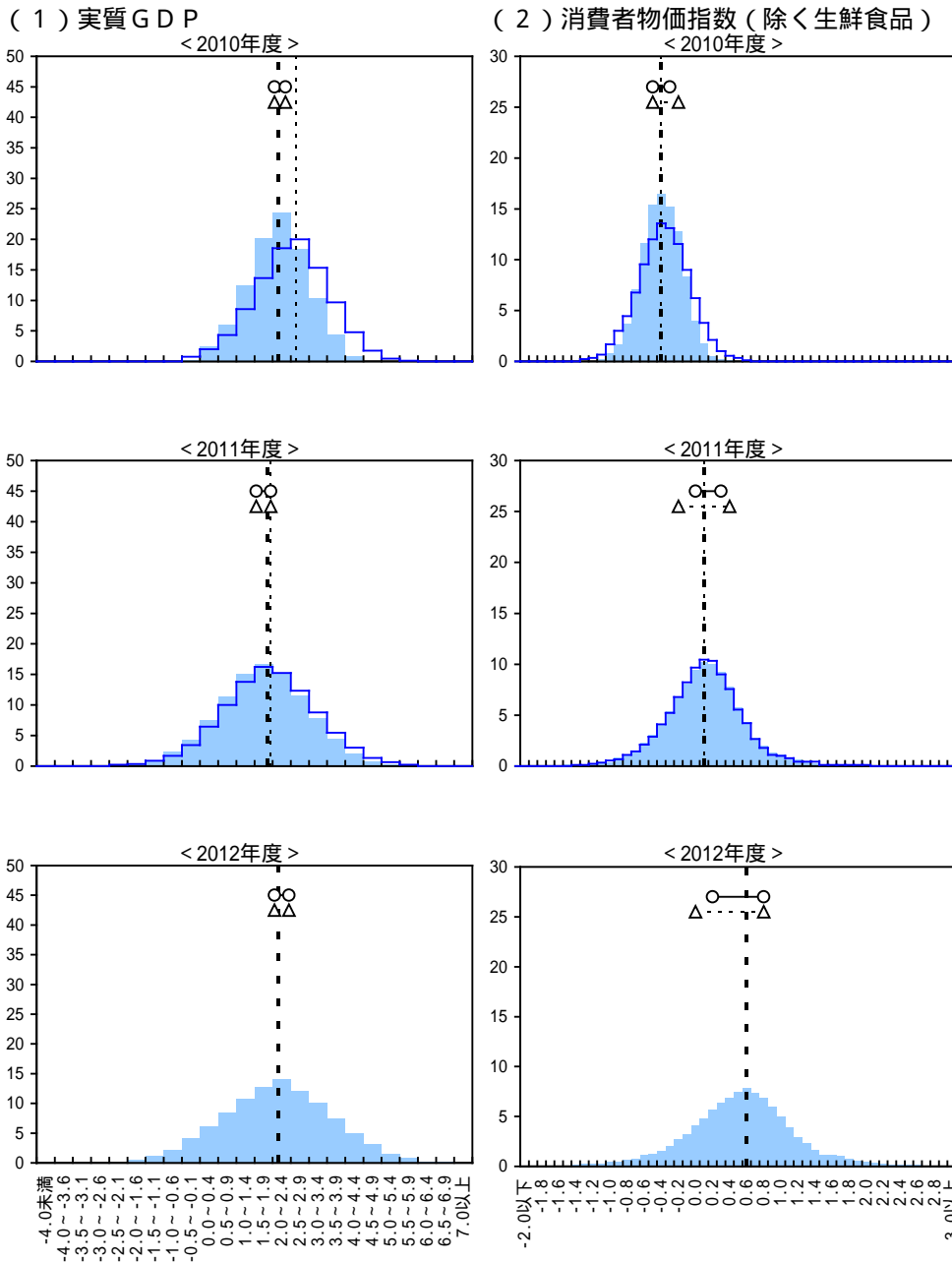
(注4)政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+2.0～+2.3	+0.5～+0.9	-0.5～-0.2
7月時点の見通し	+2.2～+2.7	+1.0～+1.4	-0.5～-0.2
2011年度	+1.5～+1.9	+0.4～+1.0	-0.2～+0.4
7月時点の見通し	+1.8～+2.1	+0.5～+1.0	-0.1～+0.3
2012年度	+2.0～+2.4	+0.3～+1.0	0.0～+0.8

(参考 2)

リスク・バランス・チャート



- (注 1) 縦軸は確率 (%) を、横軸は各指標の値 (前年比、%) を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2010年7月時点の確率分布を表す。
- (注 2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、 Δ で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、 \circ で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注 3) 縦の細点線は、2010年7月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注 4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(22年11月5日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年11月5日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2010年11月5日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融市場調節方針と指数連動型上場投資信託等の買入について、以下のとおり決定した。

(1) 当面の金融市場調節方針

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとする(全員一致^(注))。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

（２）指数連動型上場投資信託等の買入

資産買入等の基金を通じて行う指数連動型上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（J-REIT）の買入について、買入対象の詳細や信託銀行を受託者とする買入方式などの具体的な運用を定める買入基本要領等を決定した（別添参照）。

2. わが国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きに一服感がみられる。すなわち、輸出や生産は、このところ横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は、耐久消費財に駆け込み需要の反動がみられる。この間、金融環境をみると、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、マクロ的な需給バランスが緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。
3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、景気改善テンポの鈍化した状況がしばらく続いた後、世界経済の成長率が、新興国・資源国に牽引される形で再び高まっていくと考えられることなどから、緩やかな回復経路に復していくとみられる。物価面では、引き続き、消費者物価の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。
4. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米国経済を中心とする不確実性の強い状況が続くもとで、景気の下振れリスクにも注意が必要である。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
5. 本日の決定により、リスク性資産を含む総額 35 兆円の資産買入等の基金の枠組みが整ったことになる。日本銀行としては、週明けに基金による国債の買入を開始し、以後、順次他の資産の買入を進めることにより、包括的な金融緩和政策の早期の効果波及を図っていく。

6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

指数連動型上場投資信託・不動産投資信託買入等の概要

1. 買入対象

- (1) 指数連動型上場投資信託（ETF）であって、東証株価指数（TOPIX）または日経平均株価（日経225）に連動するもの。
- (2) 不動産投資信託（J-REIT）であって、AA格相当以上のもので、信用力その他に問題のないもの。
- (3) 不動産投資信託（J-REIT）については、取引所で売買の成立した日数が年間200日以上あり、かつ年間の売買の累計額が200億円以上であること。

2. 買入方式

- (1) 信託銀行を受託者とし、信託財産として買入れる。
- (2) 市場の状況に応じ、日本銀行が定める基準に従って受託者が買入れを進捗させるものとする。

3. 買入価格

原則として、取引所での売買高加重平均価格とする。

4. 銘柄別の買入限度額

- (1) 指数連動型上場投資信託（ETF）は、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄毎の買入上限を設定する。
- (2) 不動産投資信託（J-REIT）は、各銘柄の発行残高の5%以内であって、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄毎の買入上限を設定する。

5. 不動産投資信託（J-REIT）の議決権行使

投資主の利益の最大化を目的とする指針を日本銀行が定め、信託銀行に行使させる。

6. 買入れた資産の処分

- (1) ①不動産投資信託（J-REIT）については銘柄別残高が5%を超過した場合、②監理銘柄・整理銘柄に指定された場合、③公開買付けに応じる場合等には、

速やかに当該銘柄の処分を行う。

- (2) 上記以外の場合に処分を行う際は、損失発生や市場への攪乱的な影響を極力回避することを考慮した指針を日本銀行が定め、信託銀行に処分させる。

7. 引当金

指数連動型上場投資信託（E T F）、不動産投資信託（J－R E I T）のそれぞれについて時価と簿価の差額を計上する。

8. その他

日本銀行の情報管理体制等を整備する。

以 上

(22年12月21日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2 対外公表文は別途決定すること。

(22年12月21日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年12月21日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きに一服感がみられる。すなわち、輸出は、横ばい圏内で推移している。企業収益は、改善ペースに一服感がみられるが、増勢を維持しており、そうしたもとで、設備投資は持ち直しつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は、一部の財に駆け込み需要の反動がみられる。こうした内外需要の動きを反映して、生産はこのところやや減少しており、企業の業況感も、最近、製造業を中心に弱めとなっている。この間、金融環境をみると、企業の資金調達コストが低下傾向にあるほか、金融機関の貸出態度が改善するなど、緩和方向の動きが強まっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、マクロ的な需給バランスが緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、景気改善テンポの鈍化した状況がしばらく続いた後、世界経済の成長率が、新興国・資源国に牽引される形で再び高まっていくと考えられることなどから、緩やかな回復経路に復していくとみられる。物価面では、引き続き、消費者物価の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。

4. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米欧経済の先行きを巡って、なお不確実性の強い状況が続くもとで、景気の下振れリスクにも注意が必要である。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、資産買入等の基金を通じた買入れを、すべての対象資産について開始した。今後も、総額 35 兆円の基金を通じた多様な金融資産の買入れと長めの資金供給を着実に進め、包括的な金融緩和政策の効果波及を図っていく。日本銀行としては、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

(22年12月21日承認)

2010年7月から2011年6月の金融政策決定会合の開催予定日の変更の承認および2011年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日の承認に関する件

(案件)

2010年7月から2011年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を別添1、2011年1月から2011年12月の金融政策決定会合の開催予定日等を別添2のとおりとすること。

(別添 1)

2010年12月21日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2010年7月~2011年6月)

下線のとおり変更。

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2010年7月	14日<水>・15日<木>	8月13日<金>		16日<金>
8月	9日<月>・10日<火> 30日<月>	9月10日<金> 10月8日<金>		11日<水>
9月	6日<月>・7日<火>	10月8日<金>		8日<水>
10月	4日<月>・5日<火> 28日<木>	11月2日<火> 12月27日<月>	28日<木>	6日<水>
11月	4日<木>・5日<金>	12月27日<月>		8日<月>
12月	20日<月>・21日<火>	1月28日<金>		22日<水>
2011年1月	24日<月>・25日<火>	<u>2月18日<金></u> 2月22日<火>		26日<水>
2月	<u>14日<月>・15日<火></u> 16日<水>・17日<木>	3月18日<金>		<u>16日<水></u> 18日<金>
3月	14日<月>・15日<火>	4月12日<火>		16日<水>
4月	6日<水>・7日<木> 28日<木>	5月9日<月> 5月25日<水>	28日<木>	8日<金>
5月	19日<木>・20日<金>	6月17日<金>		23日<月>
6月	13日<月>・14日<火>	<u>7月15日<金></u> 未定		15日<水>

(注)各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解・・・・・・・・・・15時

背景説明を含む全文・・・・・・翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2011年4月)」の背景説明
を含む全文は4月29日<金>の14時に公表)

「金融経済月報」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳
は翌営業日の16時30分)

(別添 2)

2010年12月21日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程(2011年1月~12月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2011年1月	24日<月>・25日<火>	2月18日<金>		26日<水>
2月	14日<月>・15日<火>	3月18日<金>		16日<水>
3月	14日<月>・15日<火>	4月12日<火>		16日<水>
4月	6日<水>・7日<木> 28日<木>	5月9日<月> 5月25日<水>	28日<木>	8日<金>
5月	19日<木>・20日<金>	6月17日<金>		23日<月>
6月	13日<月>・14日<火>	7月15日<金>		15日<水>
7月	11日<月>・12日<火>	8月10日<水>		13日<水>
8月	4日<木>・5日<金>	9月12日<月>		8日<月>
9月	6日<火>・7日<水>	10月13日<木>		8日<木>
10月	6日<木>・7日<金> 27日<木>	11月1日<火> 11月21日<月>	27日<木>	11日<火>
11月	15日<火>・16日<水>	12月27日<火>		17日<木>
12月	20日<火>・21日<水>	未 定		22日<木>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」 8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解 15時

背景説明を含む全文 . . . 翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2011年4月)」の背景説明
を含む全文は4月29日<金>の14時に公表)

「金融経済月報」 14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳
は翌営業日の16時30分)

(23年1月25日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年1月25日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年1月25日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

(注) 賛成: 白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対: なし。

2. わが国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きに一服感がみられる。すなわち、設備投資は持ち直しつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は一部の財に駆け込み需要の反動がみられるが、住宅投資は持ち直しに転じつつある。一方、輸出はやや弱めとなっている。こうした内外需要のもとで、生産はやや減少している。この間、金融環境をみると、引き続き、緩和の動きが強まっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、マクロ的な需給バランスが緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。
3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、世界経済の成長率が、新興国・資源国に牽引される形で再び高まっていくと考えられることなどから、景気改善テンポの鈍化した状況から徐々に脱し、緩やかな回復経路に復していくとみられる。物価面では、引き続き、消費者物価の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。
4. 10月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、2010年度の成長率は、過去の実績値の改定の影響もあって上振れるものの、2011年度、2012年度の成長率は、概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価については、国内企業物価・消費者物価（除く生鮮食品）とも、2011年度は、国際商品市況高の影響などから、やや上振れるとみられる一方、2012年度は概ね見通しに沿って推移するものと予想される。
5. リスク要因をみると、景気については、上振れ要因として、旺盛な内需や海外からの資本流入を受けた新興国・資源国の経済の強まりなどがある。一方、下振れ要因としては、米国経済に対する懸念は一頃に比べて後退しているものの、米欧経済の先行きや国際金融市場の動向を巡る不確実性がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検し

たうえで、適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

(参考1)

2010～2012年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+3.3～+3.4 <+3.3>	+0.5～+0.6 <+0.5>	-0.4～-0.3 <-0.3>
10月時点の見通し	+2.0～+2.3 <+2.1>	+0.7～+0.9 <+0.9>	-0.5～-0.3 <-0.4>
2011年度	+1.4～+1.7 <+1.6>	+0.7～+1.2 <+1.0>	0.0～+0.4 <+0.3>
10月時点の見通し	+1.5～+1.9 <+1.8>	+0.4～+0.7 <+0.5>	0.0～+0.3 <+0.1>
2012年度	+1.9～+2.2 <+2.0>	+0.5～+0.8 <+0.7>	+0.2～+0.8 <+0.6>
10月時点の見通し	+2.0～+2.4 <+2.1>	+0.3～+0.8 <+0.6>	+0.2～+0.8 <+0.6>

(注1)「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2)各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3)2010年度の実質GDP成長率の修正は、過去の実績値の改定に伴う影響が大きい。

(注4)2010年度の消費者物価指数については、前年比を1年間大きく押し下げる要因となる高校授業料の影響を除いている。高校授業料については、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比を0.5%程度押し下げると試算される。

(注5)今回の消費者物価の見通しは、現行の2005年基準の指数をベースにしているが、統計作成当局は、同指数について2011年8月に2010年基準の指数に切り替えるとともに、前年比計数を2011年1月分に遡って改定する予定であることを公表している。その際には、前年比上昇率が下方改定される可能性が高い。

(注6)政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

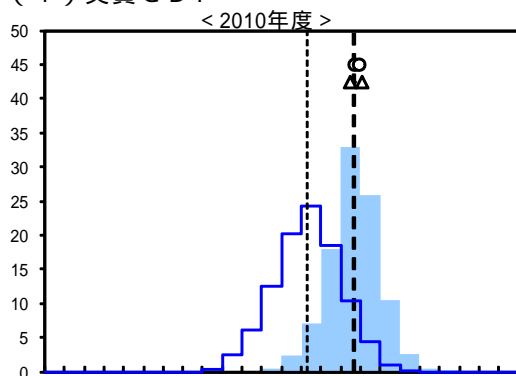
対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+3.2～+3.5	+0.4～+0.6	-0.4～-0.2
10月時点の見通し	+2.0～+2.3	+0.5～+0.9	-0.5～-0.2
2011年度	+1.4～+1.8	+0.6～+1.2	-0.1～+0.4
10月時点の見通し	+1.5～+1.9	+0.4～+1.0	-0.2～+0.4
2012年度	+1.8～+2.4	+0.3～+1.0	0.0～+0.8
10月時点の見通し	+2.0～+2.4	+0.3～+1.0	0.0～+0.8

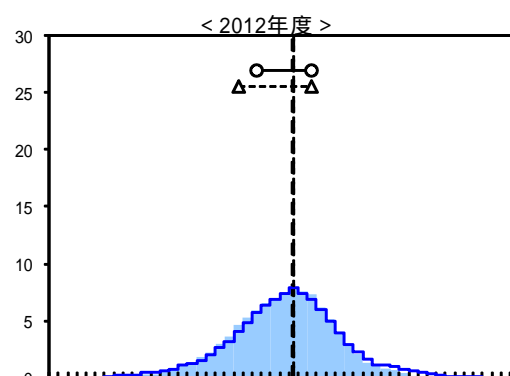
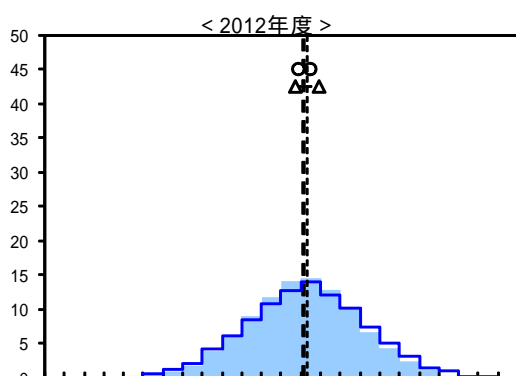
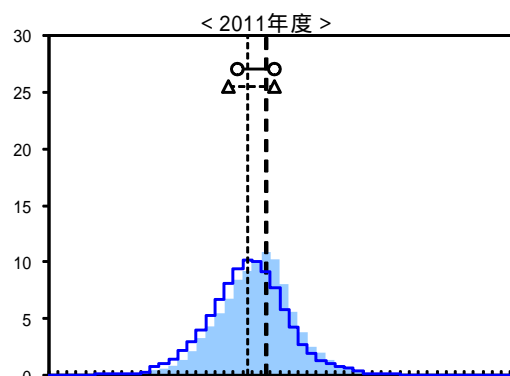
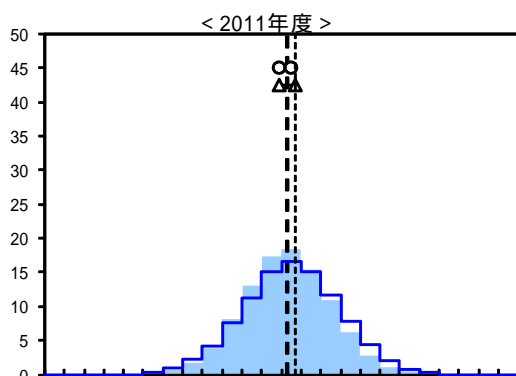
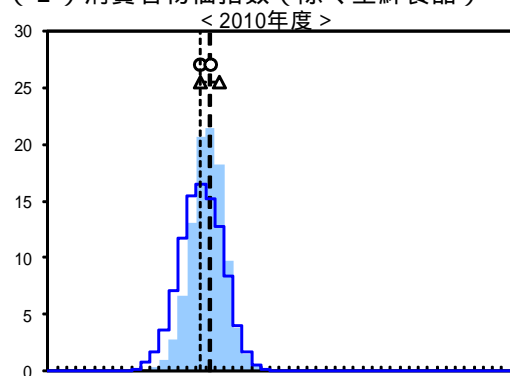
(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)



(注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2010年10月時点の確率分布を表す。

(注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、 \square で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、 \triangle で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。

(注3) 縦の細点線は、2010年10月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。

(注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(23年2月15日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2 対外公表文は別途決定すること。

(23年2月15日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2011年2月15日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、改善テンポの鈍化した状態から徐々に脱しつつある。すなわち、世界経済の成長率は、新興国・資源国に牽引される形で再び高まってきており、その下で、輸出や生産は、増加基調に復する動きがみられる。設備投資は持ち直しつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は一部の財に駆け込み需要の反動がみられるが、住宅投資は持ち直しつつある。この間、金融環境をみると、引き続き、緩和の動きが強まっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、基調的にみると下落幅が縮小を続けている。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、景気改善テンポの鈍化した状況から脱し、緩やかな回復経路に復していくとみられる。物価面では、引き続き、消費者物価の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。

4. リスク要因をみると、景気については、上振れ要因として、旺盛な内需や海外からの資本流入を受けた新興国・資源国の経済の強まりなどがある。一方、下振れ要因としては、引き続き、米欧経済の先行きや国際金融市場の動向を巡る不確実性がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

(23年3月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2 対外公表文は別途決定すること。

(23年3月14日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年3月14日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

- 1 東北地方太平洋沖地震の発生後、日本銀行は、金融市場および金融機関の業務遂行への影響を把握するとともに、金融機能の維持および資金決済の円滑を確保するために、万全の措置を講じてきている。また、適切な金融市場調節の実施を通じて弾力的な資金供給を行っている。
- 2 わが国の景気は、改善テンポの鈍化した状態から脱しつつある。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、下落幅が縮小を続けている。先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、緩やかな回復経路に復していくという判断を維持した。消

費者物価の前年比は、当面、小幅のプラスに転じていくと考えられる^(注1)。もっとも、今回の地震によって、わが国は、地理的にも広範囲な被害を受けており、当面、生産活動の低下が見込まれるほか、企業や家計のマインドの悪化も懸念される。

3. 以上のような情勢認識のもと、日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下の措置を実施し、金融緩和を一段と強化することを決定した。

(1) 当面の金融市場調節方針

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとする(全員一致^(注2))。こうした調節方針のもとで、金融市場における需要を十分満たす潤沢な資金供給を行い、金融市場の安定確保に万全を期していく。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

(2) 資産買入等の基金

企業マインドの悪化や金融市場におけるリスク回避姿勢の高まりが实体经济に悪影響を与えることを未然に防止する観点から、リスク性資産を中心に資産買入等の基金を5兆円程度増額し、40兆円程度とする^(注3)。

増額分の買入対象資産ごとの内訳は、以下のとおりとし、2012年6月末を目途に増額を完了する。ただし、指数連動型上場投資信託、不動産投資信託については、日銀法上の認可取得を条件とする。

長期国債 : 0.5兆円程度

国庫短期証券 : 1.0兆円程度

C P等 : 1.5兆円程度

社債等 : 1.5兆円程度

指数連動型上場投資信託 : 0.45兆円程度(認可取得を条件とする)

不動産投資信託 : 0.05兆円程度(同上)

(注1) 本年8月の基準改定に伴い、消費者物価指数の前年比は、下方改定される可能性が高い。

(注2) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

(注3) 須田委員は、資産買入等の基金の買入増額対象資産をすべてリスク性資産とするべきとの理由から、反対した。

4 . 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。日本銀行は、引き続き、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

以 上

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

- (1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件（平成22年10月5日決定）

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」（平成20年12月2日付政委第117号別紙1.）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）を別紙5のとおり一部改正すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

担保の種類および担保価格

1 .	} 略 (不変)	
1 - 2 .		
1 - 3 . 分離元本振替国債および分離利息振替国債		
(1)	} 略 (不変)	
(5)		
(6) 残存期間 3 0 年超のもの		時価の <u>9-2-9.3%</u>
1 - 4 . 物価連動国債		
(1) 残存期間 1 年以内のもの		時価の <u>9-1-9.2%</u>
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの		時価の <u>9-1-9.2%</u>
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの		時価の <u>8-9-9.0%</u>
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの		時価の <u>8-9-9.0%</u>
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの		時価の <u>8-8-8.9%</u>
(6) 残存期間 3 0 年超のもの		時価の <u>8-7-8.8%</u>

2 . }
{ 略 (不 変)
1 0 . }

1 1 . 不 動 産 投 資 法 人 債

(1) 略 (不 変)

(2) 残 存 期 間 1 年 超 5 年 以 内 の も の 時 価 の ~~9-6-9~~ 9 7 %

(3) 略 (不 変)

(4) 残 存 期 間 1 0 年 超 2 0 年 以 内 の も の 時 価 の ~~8-9-9~~ 9 1 %

(5) 残 存 期 間 2 0 年 超 3 0 年 以 内 の も の 時 価 の ~~8-3-9~~ 9 0 %

(6) 残 存 期 間 3 0 年 超 の も の 時 価 の ~~8-0-8~~ 8 9 %

1 2 . }
{ 略 (不 変)
1 7 . }

1 8 . 企 業 に 対 す る 証 書 貸 付 債 権

(1) }
(2) } 略 (不 変)

(3) 残 存 期 間 3 年 超 5 年 以 内 の も の 残 存 元 本 額 の ~~8-0-8~~ 8 5 %

(4) }
(5) } 略 (不 変)

1 9 . 不 動 産 投 資 法 人 に 対 す る 証 書 貸 付 債 権

(1) }
(2) } 略 (不 変)

(3) 残 存 期 間 3 年 超 5 年 以 内 の も の 残 存 元 本 額 の ~~8-0-8~~ 8 5 %

(4) }
(5) } 略 (不 変)

20 . 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権

- (1) } 略（不変）
- (2) }
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 8-5-9 0 %
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 8-0-8 5 %
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの（満期が応当
月内に到来するものを含む。） 残存元本額の 7-5-8 0 %

21 . 政府保証付証書貸付債権

- (1) } 略（不変）
- (2) }
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 8-5-9 0 %
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 8-0-8 5 %
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの（満期が応当
月内に到来するものを含む。） 残存元本額の 7-5-8 0 %

22 . 地方公共団体に対する証書貸付債権

- (1) } 略（不変）
- (2) }
- (3) }
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 8-0-8 5 %
- (5) 略（不変）

（特則）

略（不変）

（附則）

この一部改正は、平成 2 2 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1.001 <u>1.003</u>
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1.006 <u>1.007</u>
ハ. } （ 略（不変） ホ. }	
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	1.036 <u>1.029</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1.014 <u>1.009</u>
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1.019 <u>1.013</u>
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1.026 <u>1.020</u>
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1.026 <u>1.020</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1.043 <u>1.039</u>
------------------	-------------------------------

ロ . 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1.049 <u>1.043</u>
ハ . 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1.056 <u>1.051</u>
ニ . 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1.063 <u>1.058</u>
ホ . 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	1.073 <u>1.068</u>
ヘ . 残存期間 30 年超のもの	1.080 <u>1.068</u>

2 . 売却の場合

(1) 売買国債 (変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ . 残存期間 1 年以内のもの	0.999 <u>0.998</u>	
ロ . } ハ . } ホ . }	略 (不変)	
ヘ . 残存期間 30 年超のもの		0.967 <u>0.972</u>

(2) 変動利付国債

イ . 残存期間 1 年以内のもの	0.987 <u>0.992</u>
ロ . 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.982 <u>0.988</u>
ハ . 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.975 <u>0.981</u>
ニ . 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.975 <u>0.981</u>

(3) 物価連動国債

イ . 残存期間 1 年以内のもの	0.960 <u>0.964</u>
ロ . 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.956 <u>0.960</u>
ハ . 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.949 <u>0.954</u>
ニ . 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.944 <u>0.948</u>
ホ . 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0.936 <u>0.940</u>
ヘ . 残存期間 30 年超のもの	0.931 <u>0.940</u>

別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債 (変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9.9 <u>9.99</u> . 8 %
ロ.	} 略 (不変)
ハ.	
ニ.	
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	時価の 9.6 <u>6.97</u> . 2 %

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9.8 <u>7.99</u> . 2 %
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9.8 <u>2.98</u> . 8 %
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 9.7 <u>5.98</u> . 1 %
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9.7 <u>5.98</u> . 1 %

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9.5 <u>9.96</u> . 3 %
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9.5 <u>4.95</u> . 9 %
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 9.4 <u>7.95</u> . 2 %
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9.4 <u>1.94</u> . 6 %
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 9.3 <u>2.93</u> . 7 %
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	時価の 9.2 <u>6.93</u> . 7 %

2. 差入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 100.1 <u>100.2</u> %
ロ.	略(不変)
ハ.	
ヘ. 残存期間30年超のもの	

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 101.3 <u>100.8</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 101.8 <u>101.2</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 102.5 <u>101.9</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 102.5 <u>101.9</u> %

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 104.1 <u>103.7</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 104.6 <u>104.1</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 105.3 <u>104.8</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 105.9 <u>105.4</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 106.8 <u>106.3</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 107.4 <u>106.3</u> %

(附則)

この一部改正は、平成22年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1 .利付国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

および国庫短期証券

(1) 残存期間 1 年以内のもの	0 . 9 9 9 0 . 9 9 8
(2) } { 略 (不変) (5) }	
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	0 . 9 6 7 0 . 9 7 2

2 . 変動利付国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの	0 . 9 8 7 0 . 9 9 2
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0 . 9 8 2 0 . 9 8 8
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	0 . 9 7 5 0 . 9 8 1
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	0 . 9 7 5 0 . 9 8 1

3 . 物価連動国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの	0 . 9 6 0 0 . 9 6 4
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0 . 9 5 6 0 . 9 6 0
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	0 . 9 4 9 0 . 9 5 4
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	0 . 9 4 4 0 . 9 4 8

(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの $\frac{0.9360}{0.940}$

(6) 残存期間 30 年超のもの $\frac{0.9310}{0.940}$

(附則)

この一部改正は、平成 22 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙 4

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中一部改正

2. を横線のとおり改める。

2. 略 (不変)

社債

(1) 略 (不変)

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の $\frac{9697}{100}$ %

(3) 略 (不変)

(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の $\frac{8995}{100}$ %

(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 時価の $\frac{8394}{100}$ %

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の $\frac{8093}{100}$ %

企業に対する証書貸付債権

(1) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の $\frac{9593}{100}$ %

(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の $\frac{8682}{100}$ %

(3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の $\frac{7570}{100}$ %

- | | |
|---|------------------------------------|
| (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの | 残存元本額の 7-0 <u>6.0</u> % |
| (5) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの
(満期が応当月内に到来するものを含む。) | 残存元本額の 6-0 <u>5.0</u> % |

(附則)

この一部改正は、平成 22 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙 5

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

4 . (2) を横線のとおり改める。

(2) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 .) 8 . (1) ~~「および「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成 20 年 9 月 18 日付政委第 77 号別紙 1 . 平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 1 .) 8 . (1) および「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成 20 年 12 月 19 日付政委第 124 号別紙 1 .) 10 . (1)~~において、「根担保」とあるのは、適格外国債券については、「担保」と読み替える。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

(2) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件(平成 22 年 10 月 5 日決定)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件

(案 件)

当分の間、下記 1 . ないし 3 . の利率については、それぞれの規定にかかわらず、年 0.1% とすること。

記

- 1 . 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 .) 6 . (1) 口 . に定める固定金利方式における貸付利率
- 2 . 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(平成 22 年 6 月 15 日付政委第 51 号別紙 1 .) 6 . (1) に定める貸付利率
- 3 . 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」(平成 20 年 10 月 31 日付政委第 101 号別紙 1 .) 4 . (1) に定める適用利率

以 上

(3)「資産買入等の基金運営基本要領」の制定等に関する件(平成22年10月28日決定)

「資産買入等の基金運営基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

短期金利の低下余地が限界的となっている状況を踏まえ、金融緩和を一段と強力に推進するために、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」を別紙1.のとおり制定すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」を別紙2.のとおり制定すること。
3. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙3.のとおり制定すること。
4. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」を別紙4.のとおり制定すること。
5. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙5.のとおり制定すること。
6. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」を別紙6.のとおり制定すること。
7. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙7.のとおり制定すること。

8. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を別紙8.のとおり一部変更すること。
9. 資産買入等の基金における指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等に関し、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙9.および別紙10.のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

別紙1.

「資産買入等の基金運営基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融緩和を一段と強力に推進する観点から、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促すための臨時措置として、資産買入等の基金(資産の買入れおよび共通担保資金供給オペレーション(適格担保を担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。))による貸付けを行うために本行バランスシート上に創設する基金をいう。以下「基金」という。)の運営を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店および貸付店ならびに対象先

買入対象資産および貸付けごとに別に定める。

3. 基金の運営方法等

(1)基金は、資産の買入れおよび共通担保資金供給オペレーションによる貸

付けにより運営するものとする。

- (2)(1)の資産買入れにおける買入対象資産は、利付国債、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）、CP等（コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）、短期社債、不動産投資法人コマーシャル・ペーパー、短期不動産投資法人債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券をいう。以下同じ。）、社債等（社債および不動産投資法人債をいう。以下同じ。）、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口のうち別に定めるものとする。

4．買入残高および貸付残高の上限

- (1)買入残高の総額は5兆円程度、貸付残高の総額は30兆円程度を上限とする。
- (2)3.(2)に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債	1.5兆円程度
ロ、国庫短期証券	2兆円程度
ハ、CP等	0.5兆円程度
ニ、社債等	0.5兆円程度
ホ、指数連動型上場投資信託受益権	0.45兆円程度
ヘ、不動産投資法人投資口	0.05兆円程度

5．買入れおよび貸付けの条件

- 2.ないし4.に定めるほか、買入れおよび貸付けの条件は、買入対象資産および貸付けごとに別に定める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。ただし、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等に関する規定は、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の別に定める日から実施する。

別紙2.

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙1.)に定める資産買入等の基金の運営として、国債等の買入れ(売戻条件を付さない利付国債および国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。))の買入れをいう。以下同じ。)を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 適用

資産買入等の基金の運営として行う国債等の買入れは、「国債売買基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙1.)および「国庫短期証券売買基本要領」(平成11年10月27日付政委第163号別紙1.)の定めにかかわらず、この基本要領による。

3. 買入店

本店(業務局)とする。

4．買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

5．買入対象

利付国債（残存期間が1年以上2年以下の2年債、5年債、10年債および20年債に限る。）および国庫短期証券のうち、7．に定める入札を実施する日以前に発行されたものとする。

6．買入残高の上限

「資産買入等の基金運営基本要領」4．(2)イ、およびロ、に定めるところによる。

7．買入方式

売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

8．買入価格

買入価格は、買入先が買入れを希望する利付国債および国庫短期証券の銘柄ごとに、下限利回りに7．により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

9．買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入対象銘柄、買入先その他買入れを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入れのつど決定するものとする。

10．その他

この基本要領に基づく利付国債の買入残高は、「金融市場調節方針の変更に関する件」(平成13年3月19日付政委第40号)(案件)3．ただし書きに定める「日本銀行が保有する長期国債の残高(支配玉<現先売買を調整した実質保有分>ベース)」には算入しない。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

別紙3．

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入における 買入対象先選定基本要領」

1．趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙2．)に規定する買入対象先(以下「買入対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること（ただし、ホ、の場合を除く。）

ニ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ホ、買入に係る決済を委託する場合には、その買入に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であって、上記イ、ロ、およびニ、の要件を満たす者に委託すること

3. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の資産買入等の基金の運営として行う国債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものと

する。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

別紙 4 .

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・
ペーパーおよび社債等買入基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙1.)に定める資産買入等の基金の運営として、コマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 買入店

本店(業務局)とする。

3 . 買入対象先

金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行を除く。)、金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)、証券金融会社

(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)および短資業者(同項第4号に規定する者をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

「資産買入等の基金運営基本要領」3.(2)に定めるCP等または社債等であって以下の要件を満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

(1) 通則

イ、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)に定める適格担保基準を満たすものであること。ただし、格付および残存期間に関し、(2)ないし(7)に定めのある事項については、当該規定の要件を満たすものであること。

ロ、6.に定める入札を実施する日以前に発行されたものであること。

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しないコマーシャル・ペーパーまたは短期社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

(3) 資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券

適格格付機関からa-1格相当の格付を取得していること。資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券について(1)イ、の基準の充足性を判定する際は、「適格担保取扱基本要領」5.の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。

(4) 保証付短期外債

保証企業が適格格付機関から a - 2 格相当以上の格付を取得していること。

(5) 不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび短期不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人コマーシャル・ペーパーまたは短期不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関から a - 2 格相当以上の格付を取得していること。

(6) 社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上2年以下であること。

イ、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

(7) 不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上2年以下であること。

イ、適格格付機関から A A 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、

適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

5．買入残高の上限等

(1) C P 等および社債等の買入残高の上限は、「資産買入等の基金運営基本要領」4．(2)八、および二、に定めるところによる。

(2) 一発行体当りの買入残高の上限は、C P 等については1,000億円、社債等については1,000億円とする。ただし、C P 等、社債等のそれぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入毎に日本銀行が別に定める時点における一発行体の総発行残高の2割5分を超えているものについては、買入対象から除外する。

6．買入方式

売買利回りの下限(以下「下限利回り」という。)を年0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値(以下「売買希望利回較差」という。)を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

7．買入価格

買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、下限利回りに6．に定める方式により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

8．買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入先その他買入れを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入れのつど決定するものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパー
および社債等買入における買入対象先選定基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙4.)に規定する買入対象先(以下「買入対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 買入対象先の選定基準等

(1)買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2)買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

3 . 買入対象先の遵守事項等

(1)買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

八、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

別紙6.

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給
オペレーション基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙1.)に定める資産買入等の基金の運営として、共通担保資金供給オペレーション(適格担保を担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。)を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 適用

資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションは、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.)の定めにかかわらず、この基本要領による。

3．貸付店

本店（業務局）または支店とする。

4．貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

5．貸付方式

電子貸付とする。

6．貸付期間

3か月程度または6か月程度とする。

7．貸付利率および利息の徴収

（1）貸付利率

年0.1%とする。

（2）利息の徴収

（1）の貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

8．貸付限度額

「資産買入等の基金運営基本要領」4.(1)に定めるところによる。

9 . 貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

10 . 担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

1 . この基本要領は、本日から実施する。

2 . 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」6.(1)ロ.の方式による共通担保資金供給オペレーションによる貸付けのうち、この基本要領の実施日において残高のあるものについては、当該実施日以降、この基本要領に基づいて実施されたものとみなす。

別紙 7 .

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給 オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙6.)に

規定する貸付対象先（以下「貸付対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2．貸付対象先の選定基準等

（１）貸付対象先の選定に当っては、貸付対象先となることを希望する先を公募するものとする。

（２）貸付対象先については、（１）の公募に応じた者（以下「応募先」という。）の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、応募先が貸付けを受けることを希望する本行本支店（１か店のみとする。以下「貸付希望店」という。）の当座預金取引先であること

ロ、貸付希望店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ニ、新たに貸付対象先となることを希望する先については、適格担保の差入実績が、資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションへの積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

3．貸付対象先の遵守事項等

（１）貸付対象先の公募に際しては、次に掲げる貸付対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションに積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

（２）貸付対象先が（１）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、貸付対象

先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3)(2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

- 1.この基本要領は、本日から実施する。
- 2.この基本要領の実施日に現に「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づく共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)(本行本支店を貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。)の貸付対象先である先は、この基本要領に基づき選定された貸付対象先として取扱う。

別紙8.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第九条の三を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け)

第九条の三 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け(第五十一条に規定する基金の運営として行う公開市場操作としての貸付けを除く。)を行う。

一 }
五 } 略(不変)

第十三条を横線のとおり改める。

(国債の売買)

第十三条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、国債(国庫短期証券を除く。以下この節において同じ。)の売買(第五十二条に規定する基金の運営として行う利付国債の買入れを除く。)を行う。

一 }
三 } 略(不変)

第十四条を横線のとおり改める。

(国庫短期証券の売買)

第十四条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、国庫短期証券の売買(第五十二条に規定する基金の運営として行う国庫短期証券の買入れを除く。)を行う。

一 }
三 } 略(不変)

第五十九条を第六十三条とし、第五十条から第五十八条までを四条ずつ繰り下げる。

第十六章を第十七章とし、第十三章から第十五章までを一章ずつ繰り下げ、第十二章の次に次の一章を加える。

第十三章 資産買入等の基金の運営

(資産買入等の基金)

第五十条 当銀行は、資産買入等の基金（第一条の目的を達成するため、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から行う手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け及び資産の買入に用いる基金をいう。以下「基金」という。）において、次条に定める公開市場操作としての貸付け並びに第五十二条及び第五十三条に定める資産の買入を行う。

2 前項に定める資産の買入における買入対象資産は、以下のうち当銀行が適当と認めるものとする。

一 利付国債

二 国庫短期証券

三 コマーシャル・ペーパー、短期社債、短期不動産投資法人債、保証付短期外債及び資産担保短期債券（以下この章において「コマーシャル・ペーパー等」という。）

四 社債及び不動産投資法人債（以下この章において「社債等」という。）

3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十兆円程度、資産の買入の残高は五兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一 利付国債 一兆五千億円程度

二 国庫短期証券 二兆円程度

三 コマーシャル・ペーパー等 五千億円程度

四 社債等 五千億円程度

(基金の運営として行う公開市場操作としての貸付け)

第五十一条 当銀行は、基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付けを行う。

一 相手方

貸付けの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社、短資業者その他の者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 担保の種類

貸付けを行うに当っては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 貸付期間

貸付期間は、三ヶ月程度又は六ヶ月程度とする。

四 貸付利率

貸付利率は、金融市場の情勢を勘案して定める。

五 利息の徴収

貸付けを行う場合は、前号の規定により定める貸付利率によって、貸付けの日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法によって、利息を徴収する。

(基金の運営として行う利付国債及び国庫短期証券の買入れ)

第五十二条 当銀行は、基金において、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、利付国債及び国庫短期証券の買入れを行う。

一 相手方

買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は

短資業者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 買入れの対象となる利付国債及び国庫短期証券の種類

買入れの対象となる利付国債及び国庫短期証券は、利付国債（残存期間が一年以上二年以下の銘柄に限る。）及び国庫短期証券とする。

三 買入れの価格

買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。

四 買入れの残高の上限

第五十条第三項第一号及び第二号に定めるところによる。

（基金の運営として行うコマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れ）

第五十三条 当銀行は、基金において、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れを行う。

一 相手方

買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は短資業者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 買入れの対象となるコマーシャル・ペーパー等及び社債等

コマーシャル・ペーパー等及び社債等のうち当銀行が適当と認めるものを、買入れの対象とする。

三 買入れの価格

買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。

四 買入れの残高の上限等

イ コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れの残高の上限は、第五

十条第三項第三号及び第四号に定めるところによる。

- 発行体別の買入れの残高は、コマーシャル・ペーパー等については千億円、社債等については千億円を上限とする。ただし、コマーシャル・ペーパー等、社債等のそれぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入れ毎に当銀行が適当と認める時点における一発行体の総発行残高の二割五分を超えているものについては、買入対象から除外する。

附則第六条中「第五十三条」とあるのは「第五十七条」に、附則第八条中「第五十五条」とあるのは「第五十九条」に、附則第九条中「第五十一条」とあるのは「第五十五条」に改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十二年十月二十八日から実施する。

別紙 9 .

(財務大臣宛認可申請書)

政 第 号

平成 2 2 年 月 日

財務大臣 野田 佳彦 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、リスク・プレミアムの縮小を促し、金融緩和を一段と強力に推進するよう通貨及び金融の調節を行うため、別紙要綱に基づき、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の買入れ等を実施し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

別 紙

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱

1．買入対象

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、国内に上場するもののうち、株式市場全体への波及効果及び本行財務の健全性確保の観点から、連動する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して本行が別に定めるものとする。
- (2) 不動産投資法人投資口にあつては、国内に上場するもののうち、本行財務の健全性確保の観点から、不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して本行が定める基準を満たすものとする。

2．買入方式

本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として指数連動型上場投資信託受益権及び不動産

投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）を買い入れる方式とする。

3．買入価格

時価とする。

4．買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成23年末までを目途に行い得るものとする。

5．買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は4,500億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は500億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 銘柄別の買入時期及び買入状況等個別の取引に係る内容は、公表しないものとする。

6．買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

(1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること

(2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行

われるよう議決権を行使すること

7．買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

(1) 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。

(2) 次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ、本行の損失発生を極力回避すること

ロ、本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

8．指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にその差額を上半期末及び事業年度末に計上する。

9．業務運営体制

法令遵守等の観点踏まえ、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署と企業情報を扱う部署を分離するとともに、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署への重要事実の情報伝達を遮断する体制を整えるものとする。

別紙 10 .

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成 22 年 月 日

金融庁長官 三國谷 勝範 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、リスク・プレミアムの縮小を促し、金融緩和を一段と強力に推進するよう通貨及び金融の調節を行うため、別紙要綱に基づき、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の買入れ等を実施し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書及び同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

別 紙

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱

1 . 買入対象

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、国内に上場するもののうち、株式市場全体への波及効果及び本行財務の健全性確保の観点から、連動

する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して本行が別に定めるものとする。

(2) 不動産投資法人投資口にあつては、国内に上場するもののうち、本行財務の健全性確保の観点から、不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して本行が定める基準を満たすものとする。

2. 買入方式

本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）を買い入れる方式とする。

3. 買入価格

時価とする。

4. 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成23年末までを目途に行い得るものとする。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は4,500億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は500億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定め

る場合には、これを買入限度とする。

- (3) 銘柄別の買入時期及び買入状況等個別の取引に係る内容は、公表しないものとする。

6. 買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

- (1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること
- (2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

7. 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

- (1) 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。
- (2) 次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ、本行の損失発生を極力回避すること

ロ、本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

8. 指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にその差額を上半

期末及び事業年度末に計上する。

9．業務運営体制

法令遵守等の観点を踏まえ、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署と企業情報を扱う部署を分離するとともに、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署への重要事実の情報伝達を遮断する体制を整えるものとする。

(4) 資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の制定等に関する件 (平成 22 年 11 月 5 日決定)

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

短期金利の低下余地が限界的となっている状況を踏まえ、金融緩和を一段と強力に推進するために、リスク・プレミアムの縮小を促す観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」を別紙 1 . のとおり制定すること。
- 2 . 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」を別紙 2 . のとおり制定すること。
- 3 . 「日本銀行業務方法書」(平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3) を別紙 3 . のとおり一部変更すること。
- 4 . 「日本銀行組織規程」(平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 5) を別紙 4 . のとおり一部変更すること。
- 5 . 「資産買入等の基金運営基本要領」(平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付政委第 9 2 号別紙 1 .) の附則に定める指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等に関する規定の実施日を平成 2 2 年 1 1 月 5 日とすること。

以 上

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」（平成 22 年 10 月 28 日付政委第 92 号別紙 1 . ）に定める資産買入等の基金の運営として、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入れ等を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 買入店

本店（業務局）とする。

3 . 買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でない認められる特段の事情がないものとする。

（1）指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（TOPIX）または日経平均株価（日経 225）に連動するよう運用されるものであること

（2）不動産投資法人投資口にあつては、当該投資口を発行する投資法人の債務が、「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1 . ）に定める適格担保基準を満たすものであること。また、原則として、金融商品取引所において売買の成立した日数が年間 200 日以上あり、かつ当該金融商品取引所で行われた年間の売買の累計額が

200億円以上であること

4．買入方式

(1) 本行が、本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として、指数連動型上場投資信託受益権等を買入れる方式とする。

(2) (1)の受託者は、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。

(3) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、市場の状況に応じ、本行が定める基準に従って受託者に進捗させるものとする。

5．買入価格

原則として、金融商品取引所における売買高加重平均価格または当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。

6．買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、平成23年末までを目途に行う。

7．買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入残高の上限は、「資産買入等の基金運営基本要領」4.(2)ホ、およびへ、に定めるところによる。

(2) 指数連動型上場投資信託受益権にあっては、銘柄別の買入限度は、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

(3) 不動産投資法人投資口にあっては、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%以内であって、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

8．買入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、受託者に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

- (1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること
- (2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

9．買入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

(1) 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等について、次の各号に掲げる場合には、これに該当する銘柄の処分を速やかに行うものとする。

イ．買入れた指数連動型上場投資信託受益権等に関し単元未満のものが生じた場合（単元未満である部分の処分に限る。）

ロ．発行済投資口の総数の変動等により、本行の保有する投資法人投資口の銘柄別保有数が、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%を超えた場合（5%を超える部分の処分に限る。）

ハ．金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合

ニ．公開買付けに応じる場合

(2) (1)ニ．に定める場合については、次に掲げる事項を考慮して、受託者に公開買付けへの対応に関するガイドラインを作成させ、受託者に当該ガイドラインの範囲で善管注意義務に従って判断させるものとする。当該ガイドラインは、受託者が本行の個別の指図を求めることなく判断することを前提とするものでなければならない。

イ．本行の保有する当該銘柄の流動性に配慮すること

ロ．当該銘柄を発行する投資法人の価値の向上に配慮すること

(3)(1)による処分以外の場合に、指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う場合は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、この場合には、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、本行が別に定めるところにより選定する受託者（信託銀行に限る。）に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ．本行の損失発生を極力回避すること

ロ．本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

10．指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して上半期末および事業年度末に計上する。

(附則)

1．この基本要領は、本日から実施する。

2．4．(3)に定める基準その他この基本要領の実施にあたり必要となる事項については、総裁が定める。

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」(平成22年11月5日付政委第98号別紙1.)に定める信託の受託者(以下「受託者」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 受託者の選定方法

- (1) 受託者の選定にあたっては、受託者となることを希望する者を公募する。
- (2) 受託者は、一般競争入札方式により選定する。

3 . 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、2.(1)の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ . 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること

ロ . 本行本店の当座預金取引先であること

ハ . 銀行法(昭和56年法律第59号)第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点(受託者の選定を行う日(以下「選定日」という。))の直近の決算期末(中間期末を含む。以下同じ。)をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。)において、国際統一基準が適用される先については8%以上、国内基準が適用さ

れる先については4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

ニ．基準時点において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、5,000億円以上であること

ホ．選定日を含む年度の前年度の4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、本行が、審査の結果、受託者となることが不適当でないことを認めた場合を除く。）

ヘ．本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められること

（2）二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても（1）に掲げる要件を満たさなければならない。

（3）受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても（1）に掲げる要件を満たさなければならない。

4．信託契約

（1）受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。

（2）（1）に定める信託契約の契約期間（契約期間を延長するときは、延長後の通算の契約期間をいう。）は、3年を超えないものとする。

（3）（1）に定める信託契約の契約期間の満了時において、資産買入等の基金が指数連動型上場投資信託受益権または不動産投資法人投資口を保有すると見込まれる場合には、あらかじめ受託者を選定する。

5 . 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速やかに新たな受託者を選定することができる。

- (1) 受託者または再信託の受託者が 3 . に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 受託者が本行との契約に違反したとき
- (3) 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めたとき
- (4) その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

別紙 3 .

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第十二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等

(指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等)

第四十九条の六 当銀行は、第四十八条に規定する業務として、第五十四条に定めるところにより、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の買入れ等を行う。

第五十条第一項を横線のとおり改める。

(資産買入等の基金)

第五十条 当銀行は、資産買入等の基金（第一条の目的を達成するため、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から行う手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け及び資産の買入に用いる基金をいう。以下「基金」という。）において、次条に定める公開市場操作としての貸付け並びに第五十二条及び第五十三条及び第五十二条から第五十四条までに定める資産の買入を行う。

第五十条第二項第四号の次に次の二号を加える。

五 指数連動型上場投資信託受益権

六 不動産投資法人投資口

第五十条第三項第四号の次に次の二号を加える。

五 指数連動型上場投資信託受益権 四千五百億円程度

六 不動産投資法人投資口 五百億円程度

第六十三条を第六十四条とし、第五十四条から第六十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入等)

第五十四条 当銀行は、基金において、第四十九条の六に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入等を行う。

一 買入の対象となる指数連動型上場投資信託受益権等

イ 指数連動型上場投資信託受益権にあっては、金融商品取引所に上場さ

れているもののうち、株式市場全体への波及効果及び当銀行の財務の健全性確保の観点から連動する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して当銀行が適当と認めるものとする。

- 不動産投資法人投資口にあつては、金融商品取引所に上場されているもののうち、当銀行の財務の健全性確保の観点から不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して当銀行が定める基準を満たすものとする。

二 買入れの方式

買入れは、当銀行を委託者兼受益者とし、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものを受託者とする信託を行い、当該信託にかかる信託財産として指数連動型上場投資信託受益権等を買入れ方式により行う。

三 買入れの価格

買入れの価格は、原則として、金融商品取引所における売買高加重平均価格または当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。

四 買入れを行う期間

買入れは、平成二十三年末までを目途に行う。

五 買入れの限度

イ 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れの残高の上限は、第五十条第三項第五号及び第六号に定めるところによる。

□ 買入れの対象となる指数連動型上場投資信託受益権別の買入限度は、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から、当銀行が指数連動型上場投資信託受益権別の上限を定める場合には、当該上限に達するまでとする。

ハ 買入れの対象となる不動産投資法人投資口別の買入限度は、当銀行の保有する当該投資口の数が発行済投資口の百分の五に達するまでとする。ただし、発行済投資口の百分の五を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から当銀行が不動産投資法人投資口別

の上限を定める場合には、当該上限に達するまでを買入限度とする。

六 買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使については、次に掲げる事項を考慮してその指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従ってこれを行わせる。

- イ 議決権行使は当銀行の経済的利益を増大することを目的として行われること
- ロ 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

七 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従って処分を行わせる。

- イ 当銀行の損失発生を極力回避すること
- ロ 当銀行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

附則第六条中「第五十七条」とあるのは「第五十八条」に、附則第八条中「第五十九条」とあるのは「第六十条」に、附則第九条中「第五十五条」とあるのは「第五十六条」に改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十二年十一月五日から実施する。

「日本銀行組織規程」中一部変更

第 18 条第六号を第 18 条第七号とし、第 18 条第二号から第五号までを
一号ずつ繰り下げる。

第 18 条第一号の次に次の一号を加える。

二 買入れ指数連動型上場投資信託受益権及び買入れ不動産投資法人投資
口に係る信託の受託者の選定

第 22 条第十四号を第 22 条第十五号とする。

第 22 条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 買入れ指数連動型上場投資信託受益権及び買入れ不動産投資法人投
資口に関する業務

(附則)

この変更は、平成 22 年 11 月 5 日から実施する。

(5) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件(平成 22 年 12 月 21 日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件

(案 件)

最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 1 .)を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 2 .)を別紙 2 . のとおり一部改正すること。
- 3 . 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 3 .)を別紙 3 . のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成23年4月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2 .

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成23年4月31日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成 2 3 年 1 月 3 日

(6)「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件(平成23年3月14日決定)

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、企業マインドの悪化や金融市場におけるリスク回避姿勢の高まりが実体経済に悪影響を与えることを未然に防止する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」(平成22年10月28日付政委第92号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」(平成22年11月5日付政委第98号別紙1.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を、別紙3.のとおり一部変更すること、および、4.の認可を取得することを条件に別紙4.のとおり一部変更すること。
4. 1.および2.の実施に関し、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙5.および別紙6.のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~5~~1~~0~~兆円程度、貸付残高の総額は30兆円程度を上限とする。

(2) 3 . (2) に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債	4 <u>5</u> 2 兆円程度
ロ、国庫短期証券	2 <u>3</u> 兆円程度
ハ、CP等	0 <u>5</u> 2 兆円程度
ニ、社債等	0 <u>5</u> 2 兆円程度
ホ、指数連動型上場投資信託受益権	0 <u>4</u> 5 <u>0</u> <u>9</u> 兆円程度
ヘ、不動産投資法人投資口	0 <u>0</u> 5 <u>0</u> <u>1</u> 兆円程度

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口に関する一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平成22年10月28日付政委第92号別紙9 . の別紙および同別紙10 . の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領」中一部改正

6 . を横線のとおり改める。

6 . 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、平成~~23~~24年末6月末まで
を目途に行う。

(附則)

この一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平
成22年10月28日付政委第92号別紙9 . の別紙および同別紙10 . の
別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第
1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融
庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第五十条第三項を横線のとおり改める。

- 3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十兆円程度、資
産の買入れの残高は五十兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産
ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一	利付国債	一兆五千億二兆円程度
二	国庫短期証券	二三兆円程度
三	コマーシャル・ペーパー等	五千億二兆円程度
四	社債等	五千億二兆円程度
五	} 略(不変)	
六		

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙 4 .

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第五十条第三項を横線のとおり改める。

- 3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十兆円程度、資産の買入れの残高は十兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一	} 略(不変)	
四		
五	指数連動型上場投資信託受益権	四千五百九千億円程度
六	不動産投資法人投資口	五百千億円程度

第五十四条第四号を横線のとおり改める。

四 買入れを行う期間

買入れは、平成二十三二十四年末六月末までを目途に行う。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙 5 .

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 2 3 年 月 日

財務大臣 野田 佳彦 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、企業マインドの悪化や金融市場におけるリスク回避姿勢の高まりが実体経済に悪影響を与えることを未然に防止する観点から、平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付財理第 4 6 4 1 号・金総第 3 9 0 7 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 4 3 条第 1 項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成23-
24年末6月末までを目途に行い得るものとする。

5 . を横線のとおり改める。

5 . 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は 4,5009,000億円程
度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行
が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は 5001,000億円程度を限度と
する。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5 %
とする。ただし、発行済投資口の総数の5 %を超えない場合であっても、
特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定
める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略 (不変)

別紙 6 .

(金融庁長官宛認可申請書)

政 第 号

平成 2 3 年 月 日

金融庁長官 三國谷 勝範 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、企業マインドの悪化や金融市場におけるリスク回避姿勢の高まりが実体経済に悪影響を与えることを未然に防止する観点から、平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付財理第 4 6 4 1 号・金総第 3 9 0 7 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 4 3 条第 1 項ただし書及び同法第 6 1 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

別 紙

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成23-24年末6月末までを目途に行い得るものとする。

5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は 4,5009,000億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は 5001,000億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略(不変)